

令和元年10月25日

松山市長 野 志 克 仁

行政不服審査の審理員となるべき者の名簿の作成について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定に基づき、審査請求で市長が審査庁として指名する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

記

審理員となるべき者
弁護士 越智 顕洋
総務部 副部長の職にある者

（注）上記の「総務部 副部長の職にある者」は、審査請求その他行政不服審査に関する事務を所管する者です。